

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第15回全体会議の概要

日 時 平成22年5月1日(土) 午前9時02分～12時05分

会 場 庁舎4階 会議室403

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、日下、古嶋、櫻井、野口、橋本、平田、広辺、
(敬称略) 藤巻、松井、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 第7回作業部会で確認した事項が、今後の全体会議の進め方を決めるので、その概要について報告した。なお、他の法令等で規定されている事項については、この条例でも規定するかどうかについては、個別に検討することになった。

イ 条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の中項目「議会の責務」、「議員の責務」について、前回の全体会議でいただいた意見等を踏まえて修正した作業部会の案を確認した。なお、「議員の責務」についてのみ意見等があった。

- 「選挙を行う」のは選挙管理委員会なので、「選挙を実施する」または「選挙事務を行うのは」に変更する。

- 議員の守秘義務について

- ・個人情報の保護→行政の責務にもある。 大項目「情報公開」でまとめる。
- ・「地位利用」(立場上知り得た情報の利用)と、個人情報の保護は別のことである。

ウ 「現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)」について、残っている「課題・論点・委員の意見等」を整理し、事務局の意見を付した。それに対する主な意見・対応等は以下のとおりである。

(ア) 大項目「町民」・中項目「2 権利」について

- この項と、大項目「住民協働」の中項目「3 住民参画の仕組み」の内容 が重複したような部分がある。

→権利の内容をシンプルにする。(住民参画の仕組みでは、マネジメントサイクル(PDCA)の考え方から各段階に参画する仕組みを作るため、残す。)

(イ) 大項目「町民」・中項目「2 権利」・「学習する権利」について

- 「学習する権利」とは？

今まで・・・教える、教えられる(受け身、義務教育)。

現在・・・自ら学んでいく(自主的、生涯学習、社会教育)。 世界的な動きである。

- ・学習・・・権利として担保していく。

- 「町育てる」+「住民学ば」→協働の実現へ

- ・サポートする機会(チャンス)がある(町民の求めに応じて)。

- ・「何かを学びたい」人を行政がサポートできるようにする。

- ・知識を得る手段を行政がサポートできるようにする。
- ・住民が「成長する権利」、「向上する権利」などに言葉を変えたい。
- ・あらゆる段階・適切な→「法律にのっとり」、「能力に応じて」などに変更する。
- 表現をどうするか？担保となる言葉（作業部会で再検討）
- (ウ) 大項目「住民協働」・中項目「1 定義」、「2 みんなでまちづくり」について
 - 「1 定義」と「2 みんなでまちづくり」→1と2を統合させ、「考え方」は残していく。
- (I) 大項目「住民協働」・中項目「3 住民参画のしくみ」・事業仕分け及び住民参画条例・附属機関について
 - 「事業仕分け」→政策、立案、実施、評価に分離する。 ×
 - 削除し、「考え方」(解説)に入れる。 ○
 - マネジメントサイクル(PDCA)に参画するしくみを作ること
 - 町民の権利 をシンプルに。→「町民は、まちづくりに参画する権利を有します。」
 - 住民参画のしくみ →「事業仕分け」を考え方に書く。
 - (仮)住民参画条例をつくる。
 - 「そのために」をわかりやすく書く。
 - 「参画を保障するために」又は「しくみをつくるために」
 - ・「附属機関」だけではないはず。 、 → の例示、考え方として入れる。・・・削除
 - ・「公募制」、「指名制」を白岡町のオリジナリティとして生かしたい。・・・、を残したい。
 - ・多くの人に参加してもらいたい。・・・住民があまり参画しないという現状がある。
- 再検討。
 - 「附属機関等」とは何かを明らかにしてほしい。
 - ・「男女共同参画プラン」
 - ・町の指針「公募制」を増やしていく。→宣伝が足りないだけ？
 - ・「何について」公募するのか？・・・個別条例に書かざるを得ない。
 - ・全て規定するのは難しい。
- (オ) 大項目「住民協働」・中項目「3 住民参画のしくみ」・こどもについて
 - 「こども」・・・これからまちをつくっていく。意見を聞いていく。「子育て」とは違う。
 - 「こども」とは？・・・児童、未成年、18歳以下・未満、就学児童～18才未満、定義しない、年齢に応じて
 - 大人がうまくサポートする。
 - 参政権がない。
 - ・「協働」の定義・・・「こども」も「働く」のか？
 - ・なぜ「こども」に協働させるのか？
 - ・「こども」の項目をつくる。→「子育て(こども)」にして へ移動 こどもの権利条約 等
 - ・外国人は差別的な感じたが、こどもについて挙げることはそうではない。
 - ・こどもを社会に参加させる場所がないので、挙げる必要がある。
 - ・これからは「次世代」のこどもたちが主役となるので特記したい。
 - 削除

(2) その他

ア 次回の内容

(7) 全体会議について

「現在までに議論した、条例の素案の一覧（総論～行政）」について、残っている「課題・論点・委員の意見等」を整理し、事務局の意見を付したもののうち、大項目「行政」について議論する（今回の議論の続きを行う）。

(4) ワークショップについて

条例の素案に盛り込む項目案の大項目「地域自治・コミュニティ」の中項目（「行政区（自治会）」、「地域活動」、「行政区の役割と責務」）について、各自が考えてきた具体的な中身（内容）等を基にワークショップを行う。

なお、牛山教授からは、行政区のような制度を条例上どのように担保し、どのような制度をつくるか、そこから意見反映を行う仕組みをどのようにするか、またそのような仕組みづくりに行政がどのような役割を果たせるかなど、「地域自治・コミュニティ」の具体的な中身（内容）について、アドバイスをいただいた。

イ 第16回全体会議を行ってから次回の作業部会を行う（今回の第15回全体会議を受けた作業部会を行わない）。

2 次回の日程

5月15日（土）午前9時から、庁舎の会議室404で行う。

（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第15回全体会議及びワークショップ

1 日 時 平成22年5月1日（土）午前9時～正午

2 場 所 庁舎 4階 会議室403

3 内 容

全体会議では、まず、前回の全体会議での委員の意見を踏まえ、作業部会がまとめた条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の2つの中項目の案を基に、内容や趣旨、考え方等を確認します。

次に、前回の第14回全体会議と同様、現在までに議論した大項目「総論」から「行政」までの各中項目の「課題・論点・委員の意見等」のうち、共通しているものなどについて議論します。

※3グループによるワークショップは行いません。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ（「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長）
9:10～11:50 （適宜休憩）	全体会議 （議長：内山会長） (1) 作業部会が再度検討した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「議会」の2つの中項目の案を基に、内容や趣旨、考え方等を確認します。 (2) 現在までに議論した、大項目「総論」から「行政」までの各中項目の「課題・論点・委員の意見等」のうち、共通している「責務」や「協働参画」などについて議論します。
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

第7回 作業部会の記録シート(H22.4.26)

大項目 議会 中項目 議会の責務

H22.4.26 現在

1 内 容 文章化してください。

【4/5第6回作業部会の案】 4/17の全体会議で諮ったもの

議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、住民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。

議会は、行政と協力し、又はけん制し、統制し、良好な緊張関係を保ちながら、町政運営の監視に努めます。

議会の会議は原則可視化し、これを公開します。また、住民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、住民に対し、審議の内容及び経過について、定例会ごとにわかりやすく説明することに努めます。

議会は、住民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、住民と対話しながら行政評価を行い、情報の共有に努めます。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

- ・「又はけん制し、統制し」を削除、「協力し、」を削除
・「良好な緊張関係」とは？→文言変更へ
- ・「可視化し」を削除→「原則、公開とします。」
- ・2項目に分ける。→「会議の公開」と「わかりやすく説明する。」
- ・「定例会ごとに」を削除
- ・行政評価と 情報共有に分ける。
・「行政評価を行う」とは？
・行政評価←行政の責務にもある。
・、 は ~ の内容と重複しているのでは？
→作業部会で再検討。(考え方も作業部会で再度、作成する。)

【4/26第7回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。

議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。

議会の会議は原則、公開とします。

議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。

【5/1第15回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【4/5第6回作業部会の案】 4/17の全体会議で諮ったもの

この条例の理念を実現する上で、議会が住民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【4/26第7回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

この条例の理念を実現する上で、議会が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【4 / 5第6回作業部会の案】 4 / 17の全体会議で諮ったもの

議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や住民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。

議会は、住民の意思を踏まえて合議し、決定する住民の代表機関です。議会は、行政の基本を決定する議決機関でもあります。条例の制定・予算の決定などについて、議会の重要な役割であるので、地方自治法第96条に規定されていますが、あえて文言として入れておいたほうが良いという意見がありました。しかし、地方自治法で規定している議会の議決事件を1つずつ挙げていくと、書いてあることだけに捉われてしまう恐れがあるので、ここでは、大きく「議会の役割」と捉え、「町の意思決定機関」と表現しました。

議会は町政(行政)と対立したり、馴れ合いになったりするのではなく、互いに監視し合う関係であってほしいため明記しました。町政運営の監視とは、町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことであり、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されています。

議会は、住民の立場に立って、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関でもあります。議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に住民の意向を把握し、住民要求の実現に努力する責任があります。議会は常に住民の意向を踏まえて議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、定期的な(常設的)「住民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに住民に身近なものになると思います。

議員は住民の代表として選ばれているので、住民の意見を反映して議会で話し合っていると思います。さらに、住民の意思を的確に反映するには、住民の声を広く聴くことが大切と考えたため、「住民と対話しながら」と入れました。

なお、「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議会の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含めました。

(地方自治法から抜粋)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除く外、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 財産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分すること。
- 九 負担附きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

【4 / 17 第14回つくる会全体会議での委員の意見】

- ・ 言葉として厳しすぎる。敵対関係ではないはず。→「又はけん制し、統制し」を削除
- ・ 議会は行政を監視するものである。→「協力し、」を削除
- 「可視化」とは、みんなに見えるようにすることである。＝「公開する」(見えていること)である。→「可視化し」を削除
- 「定例会ごとに」は、要らないのではないか。
 - 努力目標ではやらないことがあるので、具体的に何について説明するかを明示して規制する方が良い。
 - 条例なので、「努める」でも、書けば強制力持つことになる。
 - ここで説明してほしいのは、定例会だけではないので「定例会ごとに」を削除

【4 / 26 第7回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や町民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。「努めます。」という表現については、この条例に書けば、規制的な意味合いになりますので、町民が議会に対し、是非やっていただきたいという強い思いを表現しています。

議会は、町民の意思を踏まえて合議し、決定する町民の代表機関です。議会は、行政の基本を決定する議決機関でもあります。条例の制定・予算の決定などについて、議会の重要な役割であるので、地方自治法第96条に規定されていますが、あえて文言として入れておいたほうが良いと言う意見がありました。しかし、地方自治法で規定している議会の議決事件を1つずつ挙げていくと、書いてあることだけに捉われてしまう恐れがあるので、ここでは、大きく「議会の役割」と捉え、「町民の意思決定機関」と表現しました。

議会は、町民の立場に立って、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関です。このため、議会は行政と対立したり、馴れ合いになるのではなく、行政と議会が良好な緊張関係(連携)を保ちながら、行政の執行が適切に行われているかを監視する必要があります。

行政の監視とは、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されている権利を行使して行います。町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことをイメージしていますが、「けん制・統制」は言葉として強すぎるし、議会と行政は敵対関係ではないため、そのようなマイナスのイメージを与える言葉は削除することにしました。また、議会の役割は、行政を監視するのであり、監視する相手と協力するのはおかしいということから、「協力し」を削除しました。

なお、「町政運営の監視」と「行政評価」の意図する内容が重複していたことと、そもそも行政評価は行政が自ら行うものであり、議会が行うものではないため、このように「行政の監視」としました。

「公開すること」と「わかりやすく説明する。」ことについては2つの要素が入っていたので分けました。

議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に町民の意向を把握し、町民要求の実現に努力する責任があります。議会は常に町民の意向を踏まえて議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、定期的な(常設的)「町民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。

町民としては、定例会だけではなく、臨時議会や委員会の会議についても情報がほしいので、あえて具体的には明記しないこととしました。また、町民に分かりやすく説明することは大前提です。ただ説明するだけでは町民にとって分かりやすいとは言えないので、あえて表記することとしました。

町民がまちづくりにもっと主体的に関わるためには、住民が議会をもっと身近なものに感じる事が大切です。そのためにも、町民と議会をつなぐ活動をもっと行ってほしいと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに町民に身近なものになると思います。

情報を共有することについては、大項目「情報公開・情報共有」で議論するので、ここでは削除しました。

「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議会の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含めました。

【5 / 1 第15回つくる会全体会議での委員の意見】

このシートを提出してください。

第7回 作業部会の記録シート(H22.4.26)

大項目 議会 中項目 議員の責務

H22.4.26 現在

1 内 容 文章化してください。

【4/5第6回作業部会の案】 4/17の全体会議で諮ったもの

議員は、住民の代表として清廉潔白でなければならず、自らの資産を公開するものとします。

議員選挙は、選挙の公営化を推し進めるとともに、候補者は、政権(公約)を述べ、有権者に選択の材料を提供しなければなりません。

議員は、住民の代表として選ばれた責任を持って住民の信頼に応え、職務の遂行に当たらなければなりません。

議員は、積極的に行政運営に関する情報を収集し、広く住民に報告しなければなりません。また、議会開催前に町民の意見を聞く集会及び議会開催後に報告集会を開かなければなりません。

議員は、日常の議員活動や考え方について、住民にわかりやすく説明しなければなりません。

議員は、住民とともに活動し、まちづくりに関する政策能力の自己研鑽に努め、住民の意思が町政に反映されるように政策を立案しなければなりません。また一町民として地域の自治を実現しなければなりません。

議員は、活動で知り得た住民の個人情報を守秘しなければなりません。

議員は、町政監視の責務を果たします。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 議員の活動の何を責務として書きたいのか。
- ☐ 書きぶり。他の条文とのバランスを考える。
・「～なければならない。」(「議会の責務」では「～努めます。」)
- ☐ 清廉潔白と資産公開を分ける。
→「公正かつ誠実に」(作業部会の案 より)職務を遂行します。
→「住民の代表として、政治倫理に努めます。」
- ☐ 「選挙公営化」とは何か？
→一定のルールで誰もが参加できるようにすること。町では選挙運動の一部を公費(例 はがき、ポスター等)
→「候補者」は「議員」ではない。 は削除
- ☐ を に持ってくる。 を説明責任として に。
- ☐ 「議員は説明責任を果たすものとする。」例示として、資産公開など。…、 を合体させる。
- ☐ 削除(一町民としてなので、住民の責務)
- ☐ 削除(全体に関わるイメージ)
- ☐ 削除(町政の監視は議会の責務)

【4/26第7回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。

議員は、説明責任を果たすように努めます。

【5/1第15回つくる会全体会議での委員の意見】

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【4/5第6回作業部会の案】 4/17の全体会議で諮ったもの

この条例の理念を実現する上で、議員が住民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【4/26第7回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例の理念を実現する上で、議員が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【4 / 5第6回作業部会の案】 4 / 17の全体会議で諮ったもの

と については、白岡町の自治基本条例の特徴となるものです。

議員は住民の代表として清廉潔白であることを、町民は期待しています。町民の代表として選ばれた誇りと責任を持って町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会ですら率先して議員の資産を公開してほしいと考えます。

選挙は民主主義の基本であり、明るく正しいものでなければ議会制民主主義は死滅してしまいます。議会は公正な選挙で選ばれた議員によって、構成されなければその責務を果たせません。議員も不正な手段で選ばれたり、有権者が政策や政治姿勢を理解することなく選出しなければ、議員の責務を果たせるはずがありません。他の市町村での自治基本条例ではほとんど選挙に触れていませんが、住民が主権者として行動する極めて大事な行為について盛り込みたいと考えました。

選挙は、候補者本位でなく、政策を争い、有権者本位に行わなければなりません。選挙公営化で選挙公報を充実し、政見放送やネットを活用し、有権者に判断材料をより多く提供する必要があります。また、候補者も地盤・看板型の名前連呼選挙から脱し、個人合同演説会の開催、(公職選挙法では町村会議員には町村会議員には立会演説会が認められていないので、)候補者討論会等を行い、住民に積極的に自らの政権を述べ、明正選挙を実践することが、議会制民主主義の確立に極めて大事なことです。議員の選挙公報や政見放送は公約として住民の預かり証文にもなり、議員のチェック材料にもなります。

議員は、私たち町民の代表として選ばれた誇りと責任を持って、住民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、意思決定機関として住民の意思を決定する役割のことをして示しています。議会の責務「議会は、町民の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、住民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を「職務」として準用します。

議員は、私たち町民の代表として選ばれているので、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、住民がもっと行政に関心を持つようにするため、集会や報告を具体的に義務化したいと考えます。これにより、行政に対する監視機能が働きます。議員によって集会の方法だけではないので、議会開催前後の集会を義務化することを「努める」にできないか、という意見がありましたが、そういう能力がある議員を求めているので、この表現のままとしました。

議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費(政務調査費を含む)を受ける議員は、住民に自らの議員活動について住民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。

は議員個人に期待する内容です。住民の目線に立って対話に努め、住民の意思の把握を心がけ、真摯に議員活動に努めることは必要です。また、党利党略に縛られず、民意を代表する個々の議員の意思を反映することは大事であると考えます。

公としての議員は、個人情報を知り得る立場にあると考えます。住民の信頼に応えるため、積極的な情報提供を求めますが、その際には、議員は「地方公務員法」の「守秘義務」からは除外されていても、知り得た秘密を守る必要はあると考えます。

議員は議会の一員として、住民の信託に応えるため、町政を監視する必要があります。

「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議員の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含めました。

(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律から抜粋)

第一条 この法律は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

(地方自治法から抜粋)

第百条第一項 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

調査権は、「議会」にある。

(公職選挙法から抜粋)

第一条 この法律は、日本国憲法に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

【4 / 17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

- ・ 資産公開をするメリット(政治の透明性)と、プライバシーの関係。「資産公開」までは細かいので、説明責任の例示へ。
 - ・「清廉潔白」の言葉を変えたい。人格のことか、職務のことか？
 - 「公正かつ誠実に」(作業部会の案 より)職務を遂行します。
 - 「住民の代表として、政治倫理に努めます。」
- 「選挙公営化」とは、一定のルールで誰もが参加できるようにすることであり、町では選挙運動の一部を公費(例 はがき、ポスター等)。「候補者」は「議員」ではないし、選挙を行うのは選挙管理委員会である。 は削除
- 議員の日常活動と政治活動を区別できないので、「議員は説明責任を果たすものとする。」その例示として、資産公開など。(、 を合体させる。)

【4 / 26第7回作業部会の案】 追加・修正した部分はゴシック体

議員は町民の代表として清廉潔白であることを、町民は期待しています。町民の代表として誇りと責任を持って町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、議会の責務」 議会は、町的意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を議員一人ひとりが果たすことです。

この条例の定義で「町民」として広く捉えている人々に選ばれている訳ではないので、「選ばれた」を削除しました。

議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費(政務調査費を含む)を受ける議員は、自らの議員活動について町民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。議員は、私たち町民の代表として、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、町民がもっと行政に関心を持つようにするために、町民に説明することが求められています。なお、説明する事項の中には、 と言う「政治倫理の確立」に関連し、議員の資産の公開も含めてほしいと考えています。「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会では率先して議員の資産を公開してほしいと考えているからです。

の選挙について、有権者としては、候補者を選ぶ材料を提供していただくのは極めて重要であり、白岡町の条例として特徴的なこととして書きたいところでしたが、公職選挙法に違反することなく、条例にすべてを書くことは困難であることと、選挙を行うのは選挙管理委員会であり、また「候補者」は「議員」ではないことから、「議員の責務」からは削除しました。 については一町民としての議員個人のことであり、「町民の責務」に含まれるため、削除しました。 については、議員に限ることではなく、知り得た秘密を守ることが町民にも行政にも当てはまることなので「議員の責務」だけではないことから削除しました。 については、「議員の責務」ではなく「議会の責務」ですので、「議員の責務」から削除しました。

「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議員の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含めました。

「努めなければなりません。」の表現だと強制的な感じがするので、議員の自主性に期待し、「努めます。」に変更しました。

【5 / 1第15回つくる会全体会議での委員の意見】

第14回全体会議で「課題・論点・委員の意見等」を整理・確認したもの

(H22.5.1 配付)

住民とは？

- ・市民か町民か？→「町民」を使用する。
基本は「町民」だが、「住民」でなければならないところは「住民」を使用
(例 「住民投票」の要件 など)
市に移行する場合の備考欄を設けておく。(市になったら「市民」に読み替える。)
- ・通学してきている人は「町民」か？
- ・地方自治法の「住民」とずれると扱いづらくなる。
- ・住民投票の有権者≠地方参政権の有権者

まちづくりとは？

- ・定義は「町民がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す『協働のまち』を作り出す共同作業」とする。
- ・「町民が計画、実施、評価に係わる。」について、中長期的な目標を掲げる。→担保するようにする。
- ・ソフト的なものを中心にする。
- ・コミュニティづくり

町民の責務とは？

をどうするか？ 再検討

- ・「行政サービス」(税負担、受益者負担)
- ・「公共サービス」(みんなで担う。)
→どちらなのか？両方か？「負担」という表現でよいのか。
→両方要らない。(協働が前提なのだから)

「現在までに議論した、条例の素案の一覧（総論～行政）」の「課題・論点・委員の意見等」についてのバックデータ（対応・方向性等）

H22.5.1

事務局の提案等の欄
には、網掛け、太字

町民

大・中項目の番	「課題・論点・委員の意見等」を抜粋	方向性・事務局の提案・意見等
1 □ - 1	「町民」という言葉 ・地方自治法の「住民」の定義と異なっている。以後の条文等との整合性、自治法の住民の定義等を考え「町民」との差し替え等もありうる。（要検討）→「住民」、「町民」の区別が必要ではないか。主語をどうするのか（要検討）	法制執務上、検討。（「町民」で不都合であれば使い分けが必要）
2 □ - 2	「町民は」でよいのか。→他の項目で参考 ・「町民」の幅を広げると問題が出てくる。	法制執務上、検討。（「町民」で不都合であれば使い分けが必要）
3 □ - 1	「白岡町にきた人、いる人」とは？→まだ「町民」の定義が決まっていない。	「町民」と定義済み
4 □ - 1	一時的なまちづくりの担い手とは？ ・「町民」を定義すればよいのでは？	「町民」と定義済み
5 □ - 3	主語の検討	「町民」と定義済み

まちづくり

大・中項目の番	「課題・論点・委員の意見等」を抜粋	方向性・事務局の提案・意見等
1 □ - 2	・（町政ではなく）「地域の自治」については、「まちづくり」に含まないのか？ 意見→行政側が提供する企画への参加等が「企画、実施、評価」 →地域等の団体等による企画も含む参加が「企画、実施、評価」 これら2つの考え方があるので、意見を統一する必要があるのではないかと。	大項目「地域自治・コミュニティ」で検討
2 □ - 2	「まちづくりの企画、実施、評価の各段階」については、「参画可能な『まちづくり』」の定義等について今後検討し、明記する必要があるのではないかと。→住民協働の「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の項目において定義するか？	すべてのものについて、参画が可能な訳ではないので、「まちづくり」を定義づけ、参画可能なものに対するしくみを、大項目「住民協働」の「住民参画のしくみ」の中で、住民と協働してできるものを検討した。
3 □ - 3	・町民をまちづくりに参加させるための仕組みについて ・「まちづくり」という言葉についてどのように定義するか検討を要する。「まちづくり」の根底にある考え方は？自分たちでできることは自分たちでやろうという考え方や、誇れる町にしたいという想い等はあるのか？ →住民協働の「みんなでまちづくり」、「住民参画のしくみ」の項目において定義するか？	「まちづくり」の定義を、「町民」がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す「協働のまち」を作り出す共同作業」とした。
4 □ - 2	・「みんなでまちづくり」という言葉で良いのか。大項目で「まちづくり」がある。 →「みんなで」が良いのではないかと。 ・「みんなでまちづくりをする」とはどういうことか。 ・大項目「まちづくり」との違いは？ ・条例の中項目としてふさわしいのか？	「まちづくり」の定義を、「町民」がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す「協働のまち」を作り出す共同作業」とした。
5 □ - 2	・なぜ「みんなでまちづくり」にしたか、ここではどのようなことを書くのか確認。 ・協働の「原則」を規定しているのか？ ・「定義」という意味合いが強くないか？そうすると「定義」の項目と重複しないか？	・「みんなでまちづくり」の中で「まちづくり」について定義しており、それを「みんなで」行うことなのだから、ここでは不要ではないかと。 ・大項目「住民協働」の「定義」と「みんなでまちづくり」を統合し、「定義」にまとめても良いのではないかと。
6 □ - 2	・誰が地域活動を行うのか。誰が地域活動を活性化するのか。 ・町民だけではなく、行政区、自治会やNPO・ボランティア団体、事業者も担い手となる。それらも地域の担い手とするべきではないか。それらが協働して進めていくことも、協働によるまちづくりであると考えられる。 ・団体が活性化していない団体は、この条例でどう対応するのか？	大項目「地域自治・コミュニティ」で検討
7 □ - 3	職員の「まちづくりに対する意識改革」がなされなければ、町民の求めるものに答えられないのではないかと。それを担保できるのか。	内面のことなので、「考え方」に含める。
8 □ - 3	この中項目では、まちづくりに対する職員が果たすべき役割を重要視する必要があるため、この条例に職員の心構えや、対住民との協働、職員のまちづくりに対する政策能力の向上を規定すべきである。	内面のことなので、「考え方」に含める。

「現在までに議論した、条例の素案の一覧（総論～行政）」の「課題・論点・委員の意見等」についてのバックデータ（対応・方向性等）

H22.5.1

権利と責務

大・中項目の番号	「課題・論点・委員の意見等」を抜粋	方向性・事務局の提案・意見等
1 □ - 1	人権一般と町政の関連について（町政に関する権利と責務と、人間としての権利と責務が混同されているので整理が必要）	「前文」を検討する際に検討する。
2 □ - 2	権利付与、権利侵害の問題と、表記の問題	ここで書くと、町が権利を保障することになるが、権利を担保できないし、権利侵害の問題が生じる。書くとするならば、「学習する権利」は、学習する機会を与える「行政の責務」となるのではないか。
3 □ - 3	町民に義務づけることを入れるのか。	当初の議論である。
4 □ - 3	そもそも責務なのか。	当初の議論である。
5 □ - 3	「応分の負担」とは・・・書くには「積極的な負担」を意味する。 ・受益者負担（公平公正に） 税金以外	他の法令等で規定している、当然の内容なので、明記する必要はない。
6 □ - 3	「行政サービス」→「公共サービス」	上記の理由で削除するので不要。
7 □ - 3	・「『関心』を持たなければならない。」→内面の自由を法的に規制してよいのか。（保留） ・町政を監視するという意見もあったが、「関心」という言葉を使用した。 →「関心」という言葉に関しては、半強制（指名制）でも良いから参加するしくみを作るために表現を変えるべきとの議論があったが、「関心」という言葉以外でできなかった。 ・「監視」→悪いことをする前提で見ている気がする。受取り手である行政、議会がどう思うか。また、町民にとっても重い責務となる。参加しない人もいる中で、解説文に当たる「考え方」にどのように入れるか、どのように表現するか。	内面の自由を法的に規制できない。また、町民に関心を持つようにするのは、行政・議会の責務である。また、住民協働でやろうということなのでそぐわない。入れるなら「考え方」へ。
8 □ - 3	「しなければなりません」という言葉は厳しい感じがするから見直しても良いかも？→権利に入れるのか、責務に入れるのかも含めて検討	全体のバランスを見て、後日法制執務上、文言整理する。
9 □ - 3	「ものとします。」権利、責務の関係で文言整理。	全体のバランスを見て、後日法制執務上、文言整理する。
10 □ - 1	当然、町民の責務や権利とも関わる。	当然のことである。
11 □ - 1	・主語は「町」で良いのか？ ・項目名が定まっていないので、（「行政」にしておくという意見もあったが）今の段階では「町」 →「行政の責務」、「町長の責務」等を検討してから。	「町」とは執行部・議会のことなので、「行政」とした。「町」がよいところは「町」。
12 □ - 1	・「行政の責務」に、町長の責務や職員の責務を含んで書くか？ ・「行政の責務」を町長の責務と職員の責務に分けるのか？ ・「行政の責務」は必要か？	大項目「行政」の中項目の内容を整理する。
13 □ - 1	・中項目の「行政の責務」とは、首長及び各種行政委員会（教育委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会など）の執行機関（首長・各種行政委員会）の責務等を規定するものか？ ・執行機関の責務としては、「その権限と責任において誠実に職務を執行する」ことが考えられる。	そのとおりである。
14 □ - 1	・「行政運営」と「町政運営」の違い。 ・行政運営は、財政運営のことか？	全体のバランスを見て、後日法制執務上、文言整理する。
15 □ - 1	効果的で効率的な行政運営とは、「複雑・多様化する行政需要などに的確に対応できる組織体制を確立する。職員の実務能力や幅広い視野・創造性などを高める。政策や事務事業を評価するシステムを導入し、より効果的な行政運営を推進する。事務の簡素化・効率化、コスト意識の徹底など、経費を節減する。安定した財源の確保に取り組む。」ということだが、そのことを明文化しないでもよいのか。	「効果的で効率的な行政運営」は、「考え方」にあるが、「内容」に入れる場合の意見である。大項目「行政」の中項目を絞る場合、このようなものに集約されるのでは、という意見。大項目「行政」の中項目を絞る際の参考とする。

「現在までに議論した、条例の素案の一覧（総論～行政）」の「課題・論点・委員の意見等」についてのバックデータ（対応・方向性等）

H22.5.1

16	☐ - 2	他の責務(行政、職員、財政)も町長の責務として考えられないか。	大項目「行政」の中項目の内容を整理する。
17	☐ - 2	に透明性を入れてはどうか？	当初の議論である。
18	☐ - 2	の「その実現に取り組まなければならない」とは、どのように取り組むのか。また、「その結果について報告する」とは、どのように報告するのか。また、どのように「効率的・効果的」を判断するのか。	「報告」を「町民に対し、公表」に修正する。
19	☐ - 3	職員も、「町内に勤務する『町民』」である。ここでは、いわゆる住所がある「町民」と「行政の職員」でよいと思うが、混同しないよう、町民の定義を考える必要がある。この「内容」では、一個人としての職員の資質に関することと読み取れ、あくまでも「行政の職員(公的な部分)」としての責務がわかりづらい。それでよいのか。	・「町民」として「なので町民の責務で書いている。」とを統合し、の「自らが町民である事を自覚し」を に入れる。
20	☐ - 3	地方自治法に規定のある、全体の奉仕者であることを明記しないが、町民の個人的な要求等にどこまで応えるか、その基準が難しい。	当初の議論である。
21	☐ - 4	について。組織の設置・編成については以下のとおり規定され、組織は町民ニーズや多様化する課題に的確に対応でき、町民から見てわかりやすく、効果的で効率的な組織であることが求められている。→「町長の責務」に入れても良いのではないか。	大項目「行政」の中項目の内容を整理する。
22	☐ - 4	そもそも「行政組織のあり方」を中項目とするのか。	大項目「行政」の中項目の内容を整理する。
23	☐ - 5	「町」なのか、「行政」なのか。「行政」とした場合、「行政の責務」との関係はどうなるか？	大項目「行政」の中項目の内容を整理する。
24	☐ - 5	地方自治法の規定を踏まえながら、総合計画とともに、町政運営の柱である財政運営について基本的な事項を定めるものとし、「内容」を2つぐらいに絞ってはどうか。	大項目「行政」の中項目の内容を整理する。
25	☐ - 5	「財政計画」とは、「予算編成」のこと？	「財政計画」と「予算編成」は違う。
26	☐ - 5	「行政評価」と「投資効果の検証」の違い	「投資効果の検証」は、「費用対効果」とした。

「現在までに議論した、条例の素案の一覧（総論～行政）」の「課題・論点・委員の意見等」についてのバックデータ（対応・方向性等）

H22.5.1

協働参画

大・中項目の番	「課題・論点・委員の意見等」を抜粋	方向性・事務局の提案・意見等
1 □ - 1	町民一人ひとりの普段の行動がまちをつくっていることを考え方の土台にして町民一人ひとりがまちづくりに参画できるようにするためには、どのようにそれを表現したらよいか。また、一人ひとりの行動まで条例で定めるのか。定めた場合、行動を担保できるのか。	行動を担保するものとして「住民参画のしくみ」がある。
2 □ - 1	・とりあえずは、ここで「住民協働」を「定義」づけた。整合性については、他の項目を議論してから。 ・町民・議会・行政の三者が協働するのだから「住民協働」ではなくて「協働」と表記するほうが良いのではないか？ ・町民・議会・行政の協働の組み合わせは必ず異なる立場のものが協働する訳ではない（町民同士の協働等）。 ・団体同士でないと協働とは言わないのか？ ・「住民協働」という言葉は、そもそも町民の参加を促すための言葉ではないか。行政や議会も含んでいるのか？ ・「住民協働」の「定義」であることから、あくまで町民と町民とがそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完・協力することでも良いのではないか。 ・「協働」であれば、町民と議会、町民と行政、町民と町民がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完、協力することをいう、ということになるのではないか。	「住民協働」を定義づけた。全体を見ながら、不都合が生じた場合に検討。
3 □ - 3	「こども」の参画→要検討。また、こどもの定義は？ 大項目「子育て」と関連	「町民」には年齢は問わないのに、こどもだけを特記するのはどうか。外国人も同様の理由で削除した経緯がある。書くなら、の考え方の中に含めてはどうか。
4 □ - 3	こどもについての参画のしくみとはどのようなものか？	「町民」には年齢は問わないのに、こどもだけを特記するのはどうか。外国人も同様の理由で削除した経緯がある。書くなら、の考え方の中に含めてはどうか。
5 □ - 3	、 はここに必要か。	、 を統合し、幅広い年齢層の人材から登用することを書いてはどうか。また、中項目「協働参画のしくみ」について、全体で見たときにボリュームがあるので、整理してはどうか。
6 □ - 3	参画制度、提案制度など、別に定めておくのか？	すでに制度ができているものも書かれている。中項目「協働参画のしくみ」について、全体で見たときにボリュームがあるので、整理してはどうか。
7 □ - 3	町民主体の活動は保障されるのか？	当初の議論である。
8 □ - 3	住民協働の「定義」の中で議会・行政も含むとしているが、議会のことについてはどうするのか？	大項目「議会」の項目で検討済みである。
9 □ - 3	住民参画のしくみについては、現時点で各グループから提出した意見を見ると「行政参画のしくみ」をイメージしているので、中項目のタイトル自体を変更してはどうかとの意見もあった。ただし「行政参画のしくみ」となった場合には「地域自治への参加のしくみ」などについても明記する必要性があるのではないだろうか？	大項目「地域自治・コミュニティ」で検討
10 □ - 3	「参画」という言葉の定義をもう一度考え直す必要性がある。	当初の議論である。
11 □ - 3	住民参加のしくみをメニューとして住民に提示する。未設置のもの：参画制度（住民参画条例）・公募制・提案制度（パートナーシップ条例）双方向であることが条件 住民投票 既存のもの：情報公開・パブリックコメント・附属機関への委員の登用指針？	「住民参画のしくみ」がある。
12 □ - 3	参画と参加が混同していないか	文言整理。

「現在までに議論した、条例の素案の一覧（総論～行政）」の「課題・論点・委員の意見等」についてのバックデータ（対応・方向性等）

H22.5.1

それ以外(全体にかかわるもの、今後にかかわるもの等)

大・中項目の番	「課題・論点・委員の意見等」を抜粋	方向性・事務局意見等
1 □ - 1	・表現としての「私たち」と「町」の定義 ・（「わたしたち」に関して。）理念を実現するために、後にそれぞれ（町民、議会、行政）が大項目として出てくるが、「理念」の段階で、それぞれの理念についてはっきりと明文化したほうがよいのではないか。	・「町」とは議会・執行部のこと。 ・「わたしたち」には、町民・議会・行政を含むので、三者が目指すもの、三者の理念は同じものになるはずである。
2 □ - 1	ここでいう「理念」とは、まちづくりの理念か？町民の理念か？	当初の議論である。
3 □ - 2	「自治の基本原則」、「町政運営」というキーワードについて、どうするか。場合によっては、別項立てにする必要があるかもしれない。	「前文」で議論する。
4 □ - 2	自治基本条例は町の最高規範であるという位置づけについて明文化すべきかどうかについても検討を要する。	「前文」で議論する。
5 □ - 1	「住民自治」の共通認識が必要（他も同様）	・一般的な「住民自治」の意味は、「地方自治は、その地域の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと。」を言う。この意味で使用しているのか整合性を確認する。 ・大項目「地域自治・コミュニティ」で検討
6 □ - 2	住民自治についての定義が必要では？（他の項目でも同様）	・一般的な「住民自治」の意味は、「地方自治は、その地域の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと。」を言う。この意味で使用しているのか整合性を確認する。 ・大項目「地域自治・コミュニティ」で検討
7 □ - 1	地域での小さい単位でのグループについて、どのように表現するか？あるいは表現すべきか？	大項目「地域自治・コミュニティ」で検討
8 □ - 1	「環境」について	大項目「まちづくり」で検討
9 □ - 1	地方自治法等に規定のあることをあえて書く理由は？（どこまでの内容を盛り込むのか。正しい内容だからすべて盛り込むのか。）	他の法令等と重複しないようにすることとなった。
10 □ - 2	地方自治法との関係は？	他の法令等と重複しないようにすることとなった。
11 □ - 4	について、他の法令で規定している内容ではないか。	他の法令等と重複しないようにすることとなったため削除する。
12 □ - 1	民主的な手続きを踏むことができる個人について書きたい。→「レベルアップしよう！」、「学習する町民（？）」	当初の議論である。
13 □ - 1	ホスピタリティを入れたい。	当初の議論である。
14 □ - 3	裁判員制度の指名制のようなものをどうするか。	当初の議論である。
15 □ - 1	町民の目線に立つことを担保したい。	当初の議論である。
16 □ - 1	どのような経緯（想い）からその「内容」が表現されたのか、その理由（「考え方」）を明らかにしてほしい。	当初の議論である。
17 □ - 3	もっと白岡らしさを→全体の方向性で出していく。（他の項目も同様）	条例全体を通して確認
18 □ - 1	「白岡町住民協働推進指針」との、整合性は大丈夫？ →今後、議論する他の項目でも整合性は確認する。また、この条例制定後に条例・指針等の見直しと合わせて全庁的に見直すこともある。	条例全体を通して確認

「現在までに議論した、条例の素案の一覧（総論～行政）」の「課題・論点・委員の意見等」についてのバックデータ（対応・方向性等）

H22.5.1

新たに追加した課題・論点

大・中項目の番	新たに追加した課題・論点	方向性・事務局の提案・意見等
1 □ — 3	「事業仕分け」、「住民参画条例」の表記について	事業を仕分けることまで具体的に書くと、それに捉われてしまい、パブリックコメント制度など、既に制度化してあるが条例化までしていないものまで条例にすることになってしまうので、削除してはどうか。
2 □ - 3	、 は不要ではないか。	も も当然のことである。
3 □ - 4	「公益通報」について、他の法令で規定している内容ではないか。	他の法令等と重複しないようにすることとなったため削除してはどうか。

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの

(H22.5.1現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に 項目同士（全体）の整合性（関係性）に留意し、条例全体の方向性を考えながら議論してください。

大	中	趣旨	内容	考え方	課題・論点・委員の意見等で残っているもの
総論	1 理念	本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。	わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	わたしたちは、個人として尊重されることは、まちづくりでも重要な精神です。相手を尊重し、理解することは、まちづくりを円滑に進める上で重要だからです。 次世代を担うこともたちに、町をふるさととして残し、誇れる町にするために、町が自治体として存続する必要がある、それには町民の力なくしてはあり得ません。 自治基本条例の実現は、自治の主権が町民であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。 住民自治の実現には、町民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。	
総論	2 目的	「前文」の議論と併せて議論するので、現段階では保留とする。	この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	「前文」の議論と併せて議論するので、現段階では保留とする。	
総論	3 (定義)		他の中項目から定義したい語句を抜粋しておく。		
町民	1 町民 (定義)	この条例の中で使用される「町民」という用語の定義を定め、この条例で対象とするものを明確にします。	この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。	白岡町のまちづくりにかかわる「町民」の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める「住民」は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。 ここでの「町民」は地方自治法で定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。 町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「町民」だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。 「者」とは、法律上、人格を有する者のことであるので、権利・義務の主体となる個人(自然人)及び法人を指します。ここでは、住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えたので、趣旨の中では「対象とするもの」と表現しました。	
町民	2 権利	町民がまちづくりに主体として関わる上での権利を示すものです。 権利を保障することで、町民自らが主体的に権利を行使するし、住民自治のまちづくりを実現することができると考えます。	「権利」全体について 町民は、まちづくりの企画、実施、評価の各段階に参画する権利を有します。 町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。 町民は、あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を有します。	・「権利」で、他の法令等で規定しているものを、この項であれもこれもと列挙するときりがなくなってしまうので、町民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。 まちづくりにかかわる上で、基本となる参画する権利を有することとします。「企画、実施、評価の各段階」とは一連の流れの中で、町民のみなさんが継続的に参加することができるということを明記するものです。 これについては、町民に、まちづくりに関して無関心ではなく積極的にかかわってもらいたいという想いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この「知る」ことについては、次の項にあります。なお、「参加してもう一步踏み出してかわりあう」を考え、「参加」でなく「参画」としました。 地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている「住民投票制度」に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、「町民主体のまちづくり」を達成するための包含的な権利とします。 まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するものの1つとして「白岡町情報公開条例」があるものと考えます。 あらゆる段階において適切な学習機会を得る権利を保障するものです。これは、町民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶこともこれからは必要であるということを宣言的な意味で規定したものです。	□権利付与、権利侵害の問題と、表記の問題 →ここで書くと、町が権利を保障することになるが、権利を担保できないし、権利侵害の問題が生じる。書くとするならば、「学習する権利」は、学習する機会を与える「行政の責務」となるのではないか。

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの

(H22.5.1現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に 項目同士（全体）の整合性（関係性）に留意し、条例全体の方向性を考えながら議論してください。

大	中	趣旨	内容	考え方	課題・論点・委員の意見等で残っているもの
町民	3 責 務	ここでは、町民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。 町民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加することが必要です。この条例の中で「責務」として規定することにより、町民自らが改めてその意味を考えることは町民主体のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。	町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。 町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。 町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりにかかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。 自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。 基本的には、発言には責任が伴うと考えます。発言内容が「実現できるかどうか」で「責任の有無」を問う訳ではなく、「他人を傷つける発言」が無責任な発言だと考えており、発言自体を封じってしまうものではありません。 主体的に参加し、連携・協働のもと行動するという責務は、まちづくりへの住民の基本的姿勢を示すものです。「主体的」は「積極的」という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。	
住民協働	1 定 義	この条例における「住民協働」という用語の定義を定めたものが本条項です。	まちづくりに関して、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力することを住民協働といえます。	協働の意味は、共通の目的の実現のために協力し、働くことです。 協働は、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始めなくてはなりません。このことを明らかにするものです。 町民・議会・行政それぞれに役割があるので、対等に役割を担うことは難しいことから、互いの役割を尊重しつつ、三者が同じ目線で互いに連携、協力することを表現しています。	
住民協働	2 み ん な で ま ち づ く り	まちづくりに際しての、原則の一つとして「みんなでまちづくり」を行うことを明らかにするものです。 多様化する地域課題や市民ニーズに対し、行政だけで取り組むことが困難な状況である一方、町民の参加意識が高まり、公共サービスを担うようなNPOやボランティアをはじめとする様々な市民活動が行われています。 そこで、町民・議会・行政がこうした活動の重要性を認識し、「町民主体の町政」の実現に向け、お互いの理解と信頼関係のもとで協働を積極的に進めるために、本条項で規定するものです。	・「みんなでまちづくり」とは「協働」によるまちづくりのことを言います。 ・町民・行政・議会がそれぞれの責務に基づいて参画し、協議します。 ・町民の意向を尊重し、住民・議会・行政が互いに協力してまちづくりを行います。 持続可能な地域社会を実現するため、町民・議会・行政は協働してみんなでまちづくりを進めていくものです。	まちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、行政と連携し、自分たちが目指す「協働のまち」を作り出す共同作業のことです。協働のまちづくりの担い手である町民の自主的・主体的な活動があってはじめて地域が活性化すると考えられます。また、地域が活性化すれば町も活性化し、未来にわたる地域発展が望めると考えます。 このため、行政区などで既に行われているあいさつ、地域パトロールなどのコミュニケーションやNPO団体・ボランティア団体等の活動を通して仲間づくりやひとづくりを行うことで、まずは地域の担い手を育てます。この中には、個人だけではなく、団体の育成も含まれます。 さらに、議会・行政は協働によるまちづくりを推進するために、町民の自発的な活動を支援するよう努める必要があります。 もちろん、まちづくりは、町民だけではできません。議会・行政も、協働によるまちづくりを推進するために、町民の自発的な活動を支援するよう努める必要があります。 この、町民・議会・行政の三者が、いっしょにまちづくりを行うことを、「みんなでまちづくり」と表現しました。また、白岡町は以前から「協働によるまちづくり」を打ち出しており、「住民協働」に特色があると言えますので、「中項目」に取り上げました。 なお、ここでの「まちづくり」は、都市計画のような、街をつくることだけに限定していません。	□・なぜ「みんなでまちづくり」にしたか、ここではどのようなことを書くのか確認。 ・協働の「原則」を規定しているのか？ ・「定義」という意味合いが強くないか？そうすると「定義」の項目と重複しないか？ →「みんなでまちづくり」の中で「まちづくり」について定義しており、それを「みんなで」行うことなのだから、ここでは不要ではないか。 →大項目「住民協働」の「定義」と「みんなでまちづくり」を統合し、「定義」にまとめても良いのではないか。

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの

(H22.5.1現在)

項目		↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に			項目同士（全体）の整合性（関係性）に留意し、条例全体の方向性を考えながら議論してください。
大	中	趣旨	内容	考え方	課題・論点・委員の意見等で残っているもの
住民協働	3 住民参画のしくみ	住民が協働のまちづくりにかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	「住民参画のしくみ」全体について	行政とパートナーシップを築いて協働のまちづくりを行うためには、協働する者同士が同じレベル・意識でなくてはいけません。（学習する権利とかかわる） ここでは、委員会・自治会・行政区などを事業主体として育てるために、活動を促進、支援することが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。	□ 参画制度、提案制度など、別に定めておくのか？ → すでに制度ができているものも書かれている。中項目「協働参画のしくみ」について、全体で見たときにボリュームがあるので、整理してはどうか。 □ 「事業仕分け」、「住民参画条例」の表記について → 事業を仕分けることまで具体的に書くと、それに捉われてしまい、パブリックコメント制度など、既に制度化してあるが条例化までしていないものまで条例にすることになってしまうので、削除。 □ 、 はここに必要か。 → 、 を統合し、幅広い年齢層の人材から登用することを書いてはどうか。また、中項目「協働参画のしくみ」について、全体で見たときにボリュームがあるので、整理してはどうか。 □ 「こども」の参画→要検討。また、こどもの定義は？ 大項目「子育て」と関連 □ こどもについての参画のしくみとはどのようなものか？ → 「町民」には年齢は問わないのに、こどもだけを特記するのはどうなのか。外国人も同様の理由で削除した経緯がある。書くなら、 の考え方の中に含めてはどうか。
			政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。（参画制度）（住民投票）→ みんなでまちづくりへ		
			町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。（提案制度）		
			町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。（パブリックコメント）	は、「パブリックコメント」について規定したものです。これは、その一連の過程を通じて町と町民との間で情報が共有化され、町民意見を反映させることにより、より一層の住民参加の促進が図られ、政策過程を明らかにするという町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。	
			行政は政策の立案、事業の仕分け、実施、評価等の各段階において、町民の参画を保障します。そのために、住民参画条例を別に定めます。→ 町民の権利へ		
			町は、行政区の地域社会における役割を認識し、協働のパートナーとして活動を促進、支援するとともに、まちづくりへの参画の推進に努めるものとします。	では、「行政区」とは、町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るため、町の地域を画した区域のことをいい、政令市での「区」とは区別しています。 行政区は白岡町では自治会と同義語です。「自治会」は自主性を持つものです。町は行政区を協働の重要なパートナーと考えています。行政区の自主性を重んじつつ、もっと主体性を持ってもらいたいため、町は活動を支援していますので、ここであえて「行政区」について明文化しています。	
			町は附属機関の委員への町民の参加に努めるものとします。	、 は、附属機関の委員への町民の参加について規定したものです。附属機関等はそれぞれの設置目的に照らし、委員の選任を行う必要があります（指名制、公募制）。また、政策形成過程における市民参画の有効な手段でもあり、より多くの町民の参画を可能にする取組として進めていく必要があります。町の方向性として、「男女共同参画プラン」の見直しをしているところですが、この考えが町民に浸透しておらず、女性の参画の比率はまだ低いため、あえて明文化しました。 強制的でもいいのでまちづくりに参画してほしい気持ちが根底にあります。公募制を一步進めた形で、裁判員制度の指名制のようなもので、町の独自性を出したいという議論がありました。（選挙人名簿から指名する。手続きについては他の条例で。制度設計に努める。など）	
			町は、附属機関等の委員の構成について、男女の比率を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めます。		
			町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。→ みんなでまちづくり？		
			町は、こどもが協働に参画する仕組みづくりに努めます。（未成年者のまちづくりへの参加）	は、「こどものまちづくりへの参画」について規定したものです。未来を担うこどもも、テーマや参加の形態に応じて参加させるしくみです。こどもにも政策決定ができる環境をつくることで、まちづくりに関心を持ち、責任を持って活動することが将来の白岡町の自治につながるようになります。	
			情報を共有します。（情報公開）	については、「情報公開」について規定したものです。住民参画の前提として、「情報の共有」、「町政の透明性の確保」という観点が重要となります。協働によるまちづくりを進めるためには、町民・議会・行政が相互に情報を共有することが欠かせません。	

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの

(H22.5.1現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に 項目同士（全体）の整合性（関係性）に留意し、条例全体の方向性を考えながら議論してください。

大	中	趣旨	内容	考え方	課題・論点・委員の意見等で残っているもの
行政	1 行政の責務	この条例の理念を実現するために、行政が担うべき役割（果たすべき責任）を明確にする項目です	町は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。	行政サービスは政策形成等が連続して、循環していくことが基本です。町は、住民自治を基礎に、総合的かつ計画的な行政運営を行い、町民の信託に応えなくてはなりません。そのためには、町民と行政が協働し、町が町民に向き合うことが大事です。町民の信託がない行政は立ち行かなくなってしまうからです。	☐ 「住民自治」の共通認識が必要（他も同様） → ・一般的な「住民自治」の意味は、「地方自治は、その地域の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと。」を言う。この意味で使用しているのか整合性を確認する。 ・大項目 「地域自治・コミュニティ」で検討
			町は、町民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。	行政は、町民の願いや要求に常に気を配り、的確に町民ニーズに応える必要があります。町民目線の行政運営は町民の実体をつかむ事なしに生れないからです。町民ニーズを的確に把握することにより、町民が求めている行政サービスが受けられるため、町民の満足度も上がり、住民福祉も増進されと考えます。 また、 の内容が の「町民主体の町政運営を行う」ことと内容が重複しているのではないかと、という意見がありました が、 では、町が町民に歩み寄り姿勢、 では町民にも町政に参加してほしいということを表現しています。	
			町は、情報を公開し、また説明責任を果たし、町民参加のもと、行政評価の実施に努めます。	町は情報を公開し、町民参加のもとで行政評価を行い、その結果を私たち町民にわかりやすいかたちで公表し、町民が意見を述べる機会を設けるように努める必要があります。なお、行政評価の詳しいルールや仕組みについては、別に定めます。	
			町は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性があり開かれた町政運営に努めます。	で公開された情報に基づき、町民が参加して評価された結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や町民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、町民が参加する仕組みができれば、行政は町民の信託に応えることができると考えます。	
行政	2 町長の責務	この条例の理念を実現するために、町の代表者として町政運営に当たる町長の責務を明確にする項目です。 町長は、町の執行機関の1つではありますが、町民による選挙で選ばれた代表として町民の信託を実現するため、町政の総合的な統一を確保する権限に基づき、町政運営を明らかにするとともに、各執行機関との連絡を図り、一体として行政機能を発揮すること等の町長の責務を確認しています。	町長は、この条例に掲げる理念を遵守し、町民の信託に応え、公正、公平にかつ誠実に町政を運営し、住民協働によるまちづくりの推進を図らなければなりません。	町長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で住民協働によるまちづくりに当たる必要があります。私たち町民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、町民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、住民協働によるまちづくりを行う前提になります。	☐ の「その実現に取り組まなければなりません」とは、どのように取り組むのか。また、「その結果について報告する」とは、どのように報告するのか。また、どのように「効率的・効果的」を判断するのか。 → 「報告」を「町民に対し、公表」に修正する。 ☐ 住民自治についての定義が必要では？（他の項目でも同様） → ・一般的な「住民自治」の意味は、「地方自治は、その地域の住民の意思と責任に基づいて処理する原則のこと。」を言う。この意味で使用しているのか整合性を確認する。 ・大項目 「地域自治・コミュニティ」で検討
			町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。	町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくることです。町長は町民から選ばれた町政運営の最高責任者ですので、町民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができているか（血税意識を持って健全な町の運営ができているか）報告することも当然、必要だと考えます。 町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて町民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、町民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。	
			町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。	町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを住民は期待します。 ここで言う「職員の能力の向上」とは、町長が職員に対して、自らが地域住民であることを自覚し行動することと、政策能力も執行能力も含めて町民が自治的にやることを評価できる能力のことを示しており、役所の中での職員の自治権（組合など）を言っているではありません。	
行政	3 職員の責務	職員は、町政運営を日常的に執行する立場と町民とともにまちづくりを進める立場から、町政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。その役割（果たすべき責任）を明確にする項目です。	職員は、自らが町民である事を自覚し、住民自治の向上のために、町民の町政への参画と、地域の自治の向上に努めなければなりません。	、 職員も、この条例では、「町民」です。私たち町民の信頼にこたえ、町民の願いや要求を実現するために、職員も一住民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。	☐ 職員も、「町内に勤務する『町民』」である。ここでは、いわゆる住所がある「町民」と「行政の職員」でよいと思うが、混同しないよう、町民の定義を考える必要がある。 この「内容」では、一個人としての職員の資質に関することと読み取れ、あくまでも「行政の職員（公的な部分）」としての責務がわかりづらい。それでよいのか。 → 「『町民』として」なので町民の責務で書いている。 → と を統合し、 の「自らが町民である事を自覚し」を に入れる。 ☐ 、 は不要ではないか。 → も も当然のことである。
			職員は、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。		
			職員は、町民との信頼関係づくりに努めなければなりません。	信頼関係を築くことは、住民自治のまちづくりを目指す上で欠かせません。信頼関係を築くためには、町民と対話することも含みます。 地方自治法では、行政職員は「町長の補助機関」です。その「補助機関」には、町長から独立の執行権を持つ、教育委員会、農業委員会等の職員及び議会事務局の職員は含まれておりませんが、ここでは、「白岡町の職員」として含むものとします。附属機関の委員等についても地方自治法上は、町長の補助機関には含んでいませんが、ここでは「職員」として広く含むものとしています。	
			職員は、知り得た個人情報の保護に努めなければなりません。	地方自治法等の他の法令で規定されているので、職員であるならば当然果たさなければならない義務（例えば、全体の奉仕者、誠実な職務遂行、知識の向上など）を書くことは原則的には不要だと考えますが、地方公務員法で職員の守秘義務について規定していても、職員はさまざまな重要な情報を得る機会があるので、知り得た個人情報は秘密にしておくことは重要であると考え、ここではあえて明記しました。	

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)を整理したもの

(H22.5.1現在)

項目 ↓ 「趣旨」は見やすくするためこの欄に 項目同士（全体）の整合性（関係性）に留意し、条例全体の方向性を考えながら議論してください。

大	中	趣旨	内容	考え方	課題・論点・委員の意見等で残っているもの
行政	4 （行政組織のあり方）	行政組織のあるべき姿を明確にする項目です。	行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編成され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。	行政は「町民のための組織」であり、町民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「町民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。（組織の透明性）	□ について、他の法令で規定している内容ではないか。 → 他の法令等と重複しないようにすることとなったため削除してはどうか。 □ 「公益通報」について、他の法令で規定している内容ではないか。 → 他の法令等と重複しないようにすることとなったため削除してはどうか。
			行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。	危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。（危機管理）	
			行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。	白岡町は白岡の町民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や県及び他の市町村と連携強化をはかり、町民の権利と権益を守る必要があります。（広域連携）	
			行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。（行政手続）	町民の権利や利益を守り、透明で公正な行政手続を確保することで、町民との重要な信頼関係のしくみができると考えます。そのためには、行政への届出やそれに対する処分等について、手続と基準を明らかにする必要があることをここでは明記しています。（公正な行政手続）	
			行政は、公益通報に係る必要な事項を、別に定めて実行します。	行政評価をするためには、隠れた情報までも知る必要があります。町民が知ろうとしても知りたい情報について、職員が通報できるしくみをつくることで、不正が行われないように、監視できるものです。公益情報の収集について、町は通報先(外部委員会)を確保し、通報者が不利益を被らないように保護するようなシステムが必要です。	
行政	5 （財政）	白岡町が自立して地方自治を進め、理念を実現するための財政のあり方について明確にする項目です。	行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な財政計画を定めるとともに、財源確保及びその効率的な活用及び効果的な配分を行い、財政の改革に努め、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を行わなければなりません。	限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させる必要があります。予算に柔軟を持たせ、フレキシブルに使えるようにするなどの工夫も大切です。自治体経営の観点からも、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。短期の年度計画だけでなく、中長期の見通し計画を作成する必要があります。住民参加の行政事業選別も時には必要です。 財政状況を明らかにすることは、財源が税金であることを町民が確認するものとなり、税金の使途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。	
			行政は、町民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、町民にわかりやすく説明し、使途を明確にしなければなりません。	負債も含め、財政状況などを町民に明らかにし、わかりやすく説明する事は、開かれた行政運営、その透明性の確保の観点からも大変重要です。町民も町の財政を行政任せにすることなく、しっかりと理解する事が住民自治の進展にとっても大切です。	
			行政は、保有する財産の適正な管理及び効率的な運用を行わなければなりません。	自治体の財産(土地、建物、基金など)は、常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用されなければなりません。自治体の財産は、ひいては町民の財産にもなるので、不正があってはならないため、明文化しました。	